

平成22年10月22日
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

温泉排水規制に対する取り組み状況と意見

1. 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会の概要と宿泊産業の経営状況

(1) 概要

- ①名称：全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
- ②住所：東京都千代田区平河町2-5-5
- ③会長：佐藤信幸
- ④会員：47都道府県組合（傘下の組合員：約18,000名）
- ⑤設立：昭和33年9月13日
- ⑥所管：厚生労働省
- ⑦関連団体：(社)日本温泉協会、(社)日本観光旅館連盟。(社)国際観光旅館連盟

(2) 宿泊産業の経営状況

- ① 旅館の軒数は厚生労働省の資料によると1988年には、全国で78,129軒が営業していましたが、2008年には、35%に当たる50,846軒まで減少し、27千軒以上の旅館が転業や廃業へと追い込まれています。また、客室数も同様に1,026,107室から807,697室へと約2割りも減少しています。
- ② これは、余暇市場規模がピークだった1991年の3.5兆円から2007年には、6割以下の1.87兆円まで落ち込んでしまいましたが、需要拡大を見込んで行った設備投資の返済が大きく旅館の経営圧迫していることや、旅行形態が団体旅行から個人旅行へ変化したことへの十分な対応ができないことが要因としてあげられます。
- ③ 更には、一昨年秋のリーマンショックを契機とする世界的な景気後退や昨年発症した新型インフルエンザの流行による宿泊客の減少やキャンセル等旅行需要の一段の冷え込みにより、旅館経営は未曾有の厳しい状況に追い込まれています。
- ④ 国際観光旅館連盟の調査によると2008年度に経常損益が赤字だった旅館の割合は、49.7%を占め、前年度から14.8%も増加しています。また、長期・

短期借入金の総資本に占める割合（＝借入金依存度）は、77.8%と高い水準にあり、特に部屋数が100室未満の中小規模旅館では、9割を超えています。

- ⑤ また、日本政策金融公庫の景気動向調査によると直近の2009年10月～12月期に設備投資を実施した旅館・ホテルは、25%に止まっており、ここ10年間は、2006年4月～6月期の28.7%のピークと2000年1月～3月期の11.1%のボトムの間を推移する極めて低水準の設備投資となっています。
- ⑥ このように、旅館業を取り巻く経営環境は極めて厳しい状況にあり、社会的な責務は当然果すべきものと考えていますが、利益に直接結びつかない、設備投資資金を捻出するためには困難な経営状況にあることを是非ともご理解いただきたいと思えます。

2. 温泉排水規制に対する取り組み状況

(1) これまで実施してきた取り組み状況

- ① 環境省が実施された温泉排水の実態調査にあたり、組合である旅館に対して協力の要請を行ったり、排水処理技術の実証試験にあたり、実証のための温泉排水及びスペースを提供することなどにより協力して参りました。
- ② 旅館経営者の温泉排水規制に対する認識を高めるための研修会の開催や機関誌等において温泉排水からのほう素、ふっ素濃度の低減が求められている旨の啓発活動を行い問題を共有して参りました。
- ③ 岩手県安比温泉や新潟県松之山温泉等一部の地域においては、公共水域への負荷を少しでも低減するための対策が試みられています。

(2) 今後実施を検討している取り組み

① 啓発活動の継続

本問題に関する組合員に対する啓発活動を今後も継続して参ります。

② 排水実態の把握

排水中のほう素、ふっ素濃度の実態及び一律排水基準を達成できていない事業所数の把握を行って参りたいと考えています。

③ 処理技術の開発

既存の技術をベースに小規模な温泉旅館で適用可能な低廉かつ省スペース対応の

処理装置の開発が実現できるよう関係機関に対して協力して参りたいと考えています。

3. 温泉排水規制に対する意見

旅館業においては、ほう素・ふっ素について、同様に暫定基準が適用されている他の製造工場とは異なり、製造工程等を見直すことによって、排水基準の達成を図ることができる状況にはありません。また、井戸を掘り地下水で温泉排水を希釈し、放流することも考えられるが、これは地下水を無駄に使用することになり、逆に自然破壊につながるものと考えます。

更に、処理設備についても、これまで研究開発技術が進められ実証実験等が行われているものの、残念ながらコストが極めて高いことなどから、中小零細な旅館業者にとっては現実的に利用できない状況にあります。

したがって、現時点では、旅館業においては、これらの理由により、一律排水基準を達成することは極めて困難な状況にあります。全ての旅館に処理技術が導入されるためには、更なる技術開発等により、旅館の経営が成り立つ範囲にコストが低減される処理設備の開発が必要ではないでしょうか。

加えて、自然界に存在する温泉排水については、あくまでも自然水であり、旅館業者が手を加えてものではありません。

よって、水質汚濁防止法により排水基準を定める省令においては、その対象業種から旅館業等を除外されるよう要望いたします。